

防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進について

「令和８年熊本地震」は、熊本県を中心に、甚大な被害をもたらした。

この度の大地震により犠牲となられた方々に対し、衷心より哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様に対して、心からお見舞いを申し上げます。

近年、気候変動の影響による水害や土砂災害の激甚化・頻発化に加え、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の切迫性が指摘されており、住民生活の安全・安心が脅かされる災害リスクが増大している。

令和６年１月に発生した能登半島地震や同年９月からの同地域における線状降水帯を伴う大雨では、半島という地形的な特徴から被害状況の把握や救援、物資搬入に支障が生じるなど、中国・四国地方に通じる課題が浮き彫りとなった。

能登半島地震以降も、令和７年７月のカムチャツカ半島地震では、遠地津波により太平洋沿岸の広範囲に津波警報や津波注意報が発表され、令和７年１２月青森県東方沖地震では最大震度６強を観測し、北海道と青森県、岩手県の沿岸に津波警報が発表されたほか、令和８年４月には三陸沖地震が発生し、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されるなど緊迫した事態が続いている。

特に、南海トラフ地震は、概ね９０年から１５０年周期で発生しており、昭和南海地震の発生から令和８年の１２月で８０年が経過しようとする中、令和６年８月には南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、令和７年１月には南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されるなど、極めて広域かつ甚大な被害が想定される巨大地震の切迫性が一段と高まっている。

さらに、令和７年１月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故で、高度経済成長期に整備された全国のインフラ老朽化が加速度的に進行していることが露見され、大規模自然災害に備える上でも老朽化対策が急務となっている。

このような中、この度の熊本地震では、最大震度７を観測して多くの人命が失われたほか、橋梁の損傷、断水・停電など、住民生活を支えるインフラ・ライフラインが同時に機能を失う事態となった。

被災地の一日も早い復旧・復興を願うとともに、地域住民の尊い命を守り、助かった命をつなぐため、風水害や南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害への備えをこれまでよりも一段と加速化・深化させ、発災後の速やかな復旧・復興対策についても一層の充実を図る必要があることから、以下の事項を強く提言する。

1 国土強靱化対策の更なる推進について

大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するために、防災・減災、国土強靱化の取組は、一層重要となっており、地域の実情に応じたハード・ソフト両面からのきめ細かな対策の推進が急務となっている。

国においては、改正国土強靱化基本法に基づき、令和12年度までを期間とする「第1次国土強靱化実施中期計画」を策定し、引き続き、地方とともに国土強靱化の取組を推進することとしている。

中国・四国地方においても、これまでの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、高規格道路ネットワークの未整備区間の解消や流域治水に資する治水事業などの社会基盤整備を推し進めているものの、必要な対策は多く残されており、国土強靱化の取組を継続的・安定的に推進する必要がある。

とりわけ、南海トラフ地震等による甚大な被害の発生も懸念されることから、大規模自然災害に備えた国土強靱化の取組を更に加速化・深化することが求められている。

- (1) 近年激甚化・頻発化する自然災害においても、防災・減災、国土強靱化対策の重要性が再確認されており、政府が掲げる「危機管理投資・成長投資による強い経済」を実現し、国土強靱化施策を更に加速化・深化するため、「国土強靱化実施中期計画」に関する予算については、近年の資材価格や人件費高騰等の影響を適切に反映した上で、例年以上の規模とすることに加え、通常予算とは別枠で当初予算として確保し、社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2026」において示された、恒常的な施策は当初予算で措置するとした新たな予算編成の在り方について、国の予算編成の内容に伴い、地方自治体の実質的な負担が増加することがないように、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」の適用や、地方交付税措置の拡充等の必要な対応を行うこと。

- (2) 財政基盤が脆弱な地方自治体においても防災・減災対策を計画的に推進できるよう、令和8年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」や、期限が延長された「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急浚渫推進事業債」について、恒久的な措置とすること。また、上記恒久化と並行し、地域の実情に応じた柔軟かつ迅速な防災対策が展開できるよう、特に「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」における対象事業の要件を緩和し、適用対象の拡充を図ること。

2 南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に係る防災・減災対策の推進について

国においては、令和8年中の「防災庁の設置」、全国11箇所への「プッシュ型支援用物資の分散備蓄」や「緊急防災・減災事業債」の期限延長など、防災・減災対策を推進しているが、令和6年能登半島地震の教訓や、国の南海トラフ地震による新たな被害想定（令和7年3月公表）の厳しい内容を踏まえ、防災・減災の取組を一層加速化・深化させ、「事前の備え」を強化する必要がある。

- (1) 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランは国が定めた制度であるから、実効性を確保するため、国の責任において以下の措置を行うこと。
 - (ア) 即時応援道県等の職員（市町村職員を含む）が、着実に被災市町村まで赴くことができる輸送スキームについて、実動組織による支援も含めて、実効性のある体制を整えること。
 - (イ) 緊急消防援助隊の仕組みに準じて、国から地方公共団体に宿泊機能を有する車両を無償貸与するなど、適切な環境で被災地支援できる制度を整備すること。
 - (ウ) 平時における資機材・設備整備、研修、訓練、人材育成、被災者受入体制整備等の経費について、十分な財政措置を講ずること。
- (2) 国の新たな被害想定では、南海トラフ地震における全国での災害関連死は最大52,000人、避難者数は最大で約1,230万人となるなど、避難生活の長期化や生活環境の悪化による災害関連死のリスクを軽減させるためには、避難環境の整備の強化が必要であることから、令和8年度に新設された「防災力強化総合交付金」について、「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」と同水準の要件設定とし、避難所の環境改善・向上に有効な工事を伴う設備等にも対象事業を拡充するとともに、地方負担の軽減を図る措置を講じた上で、十分な予算を確保すること。
- (3) 近年の人件費・資材価格が高騰している中でも、着実に木造住宅の耐震改修を進めるため、住宅・建築物耐震改修事業における補助制度の拡充等を含めた、積極的な財政支援を実施すること。
- (4) 令和6年能登半島地震の対応を十分に検証し、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、迅速な救助活動が行えるよう支援体制を強化するとともに、自治体における受援計画の作成・見直しや物資・人員

の受入れなど受援体制の整備等に対する支援を充実・強化すること。

- (5) 半島地域の地理的特性を踏まえた防災対策を推進するため、道路・港湾施設・上下水道施設の整備や住宅の耐震化、避難所の防災設備の整備や通信機能の耐災害性の強化、漁港施設・共同利用施設の整備などに対する財政措置を強化すること。
- (6) 災害時の応急・復旧活動に効果的な衛星インターネット通信機器や避難所の生活環境確保に必要な給水・衛生設備等の防災装備品や備蓄品等について、自治体の財政力で差が生じるべきではなく、ナショナルスタンダードの観点から、国が備蓄目標を定めた上で、自衛隊の防衛装備品と同様、国の責任で財源を確保し、全国配備を進め、災害時の相互応援体制の充実強化を図ること。また、国が開設予定の物資備蓄拠点の充実強化及び被災時における中四国圏域内の物流・物資供給のあり方を構築し、広域連携による確実な支援物資の輸送体制を確立すること。
- (7) 大規模自然災害発生時における「命の水」を確保するため、採択要件の緩和や補助率の1／2以上への引上げなど、「上下水道施設の耐震化・老朽化対策」に対する支援制度を強化すること。
- (8) 上下水道に加え、「経済の根幹」をなす工業用水道施設についても、管路更新・耐震化を進めるための十分な予算を確保し、特に甚大な被害が想定される地域へ重点的に配分するとともに、工業用水道施設の耐震化等に対する国庫補助率を下水道事業と同水準まで引き上げること。

3 津波観測体制の確保及び日本海側の海域活断層の評価について

令和6年能登半島地震では地震の発生から3時間以上遅れて津波の最大波が観測されるなど、地形的な要因により特徴的な動きがみられたほか、令和7年7月のカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波では、太平洋沿岸を中心に国内の多数の地点で津波が観測されたことから、津波研究の推進及び津波監視体制の強化が必要である。

- (1) 国土地理院の全国の潮位観測施設22箇所が令和7年度に廃止されたことに伴い、気象庁の津波観測点が全国で減少した。気象庁は、津波警報等の第1報に係る制度や迅速性をはじめ、津波の実況監視、津波警報等の更新・解除には影響がないと説明しているが、特に日本海側においてはもともと潮位観測施設が少ない上、令和6年能登半島地震で見られた

ような潮位観測施設の機能喪失等があった場合には、津波の実況監視や津波警報等の切替・解除に支障が出るのが懸念される。

については、国は津波の観測体制の強化に努めなければならないとされている津波対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、事故等が生じた場合も想定の上、潮位観測施設の機能維持・強化等、津波観測体制が安定的に確保されるよう検討すること。

- (2) 令和6年8月に公表された「日本海側の海域活断層の長期評価 一兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖一」については、一部の項目（海域活断層の位置・長さ・形状・地震の規模等）が前倒しして公表されたものの、地震発生確率は評価されていないことから、近畿・北陸以北の日本海における海域活断層の長期評価の早期公表及び日本海側の地震調査の推進を図ること。また、日本海側の津波の挙動メカニズム及び海底地形の調査など日本海側の津波研究を進めること。

4 林野火災の発生予防・対応力強化について

近年、全国各地で大規模な林野火災が多発している中、令和7年3月の岡山市や愛媛県今治市をはじめ、中国・四国地方においても林野火災が発生しており、資機材の充実強化や予防意識の啓発など、ハード・ソフト両面の対策が必要である。

- (1) 森林面積が国土の3分の2を占める我が国では、林野火災を起こさないことが極めて重要であることから、地方では林野火災注意報・警報の発令やアラートの発表、啓発活動の展開など、林野火災の未然防止に向けた取組を推進している。林野火災に対する予防意識の更なる醸成のため、国においても火災予防の啓発宣伝を一層強化すること。
- (2) 近年、全国各地で多発している林野火災を踏まえ、延焼拡大の要因・メカニズムを分析した上で、効果的な対策の検討及び森林・林道等の適正な維持管理に対して積極的な支援を行うとともに、延焼拡大阻止に向けた早期の緊急消防援助隊や自衛隊等への支援要請のため、国において都道府県とより迅速に緊密な調整等を行えるよう、平素からの情報共有・連絡体制の充実を図ること。
- (3) 水利不足が懸念される林野火災特有の状況に対応可能な消防職団員及び緊急消防援助隊用の車両・資機材並びに消防防災ヘリコプター用の資機材等の整備に対する財政支援の充実を図ること。

- (4) 林野火災発生後は、樹木が焼けて山の保水力が低下し、延焼した斜面での土砂流出等の土砂災害の危険性が高まることから、発災後早期に二次災害防止対策に着手できるよう財政支援を行うとともに、林野火災によって焼失した森林機能の早期回復のため、植栽工や治山ダムなどの防災林造成をはじめとする復旧・復興事業の計画的、継続的な実施に必要な予算を確保すること。

令和8年8月21日

中四国サミット

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
島	根	県	知	事	丸	山	達	也
岡	山	県	知	事	伊	原	木	太
広	島	県	知	事	横	田	隆	香
山	口	県	知	事	村	岡	美	政
徳	島	県	知	事	後	藤	正	純
香	川	県	知	事	池	田	豊	人
愛	媛	県	知	事	中	村	時	広
高	知	県	知	事	濱	田	省	司
(一社)中国経済連合会会長					芦	谷		茂
四国経済連合会会長					長	井	啓	介